

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1268号)

平成26年5月23日

横情審答申第1268号

平成26年5月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成25年11月29日教人児第1548号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「教育委員会人権教育・児童生徒課担当課が保持する請求者に関わる案件全ての文章・文書（特定期間分）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「教育委員会人権教育・児童生徒課担当課が保持する請求者に関する案件全ての文章・文書（特定期間分）」を個人情報非開示とした決定は妥当ではなく、職員が関係者から聞き取った内容のメモを異議申立人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「教育委員会人権教育・児童生徒課担当課が保持する請求者に関する案件全ての文章・文書（特定期間分）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年9月3日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（以下「人権教育・児童生徒課」という。）では、本件個人情報は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

本件請求に関して、異議申立人（以下「申立人」という。）は、申立人による不適切と思われる行為（以下「本件事案」という。）を受けた教育相談事業に関する職員（以下「本件相談者」という。）から申立人に関する相談内容や関係者から人権教育・児童生徒課が聞き取った申立人に係る事柄について、文書として作成し、組織内で広く共有しているものと主張している。しかし、本件事案の事実関係の確認は、申立人が勤務する学校の校長と教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事を所掌し、当該学校を所管する学校教育事務所（以下「学校教育事務所」という。）において行われるものである。したがって、人権教育・児童生徒課は、本件事案の対応について所掌しておらず、申立人が想定しているような文書は作成していない。

(2) なお、人権教育・児童生徒課の担当職員のうち1人が、本件事案について本件相談者から電話や相談を受けた際、又は関係者から聞き取った際に、その内容を書き取ったメモ（以下「本件聞き取りメモ」という。）を作成したが、これはあくまで備忘録的に書き取った職員の個人メモである。したがって、本件事案の所管課は、学校教育事務所であり、当該事務所から人権教育・児童生徒課に電話で本件事案に関する問合せがあった際に、当該職員が本件聞き取りメモを使用したが、当該職員以外の者が利用したことではなく、組織的に用いるものとして人権教育・児童生徒課が保有しているものではない。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 申立人が9月、学校教育事務所において、本件事案についてヒアリングを受けた際、学校教育事務所は、本件事案は人権教育・児童生徒課より移管、申し送られた案件であると明言している。実施機関は「保有個人情報は作成しておらず、保有していない」と非開示理由で述べているが、申立人はこれについて通常の行政の在り方として常識的にあり得ないと考える。
- (3) 前年12月に人権教育・児童生徒課担当課長（以下「担当課長」という。）が、申立人の勤務する学校に来校し、校長及び副校長（以下「校長等」という。）と本件事案について事実関係の確認と今後の対応を協議している。その際、担当課長は、まだ詳細な事実確認すら終えていない状況で一方的に結論めいた発言をしている。これらの発言は本件事案の相談者が人権教育・児童生徒課に相談をしていなければあり得ないものであるが、その相談内容を一切文書化していないとは一般的常識的にあり得ない。これら校長等に対する発言等は何を根拠としているものなのか。すべて担当課長の記憶に由来することなど常識的に考えてあり得ず、そのような不分明な形で協議を行っているとすれば、行政として不誠実かつずさん極まりない行為である。
- (4) 実施機関が非開示理由として「本件聞き取りメモは、個人メモであって組織共用文書とは言えない」としているが、担当課長の来校を含め様々な場面で本件聞き取りメモは共用文章として活用されていると思われる。そうであれば本件聞き取りメモは開示対象になる組織共用文書であると考える。

以上の理由から、実施機関に本件個人情報がないとは考えられず、直ちに開示すべきと考える。

- (5) 本件事案が、本件相談者のいつ誰に対する相談から始まったものなのかやその相談内容について一切公式の記録がないということはどういうことか。また、公式の記録がないとしたら、本件聞き取りメモの使用によって、本件を「不適切行為」の案件として取り上げ、校長に報告書の提出を求めたのではないか。
- (6) 校長作成の報告書によると、本件相談者は人権教育・児童生徒課に相談をしている事実がある。本件聞き取りメモこそが本件個人情報であり、以降使用されたと考えるのが自然である。校長作成の報告書によると、同月、区役所でこども家庭支援課長、人権教育・児童生徒課の指導主事2人及び本件相談者による本件事案に関する打合せが行われているが、その相談内容はメモされていると考える。
- (7) 校長作成の報告書によると、校長等及び人権教育・児童生徒課の指導主事2人による打合せが学校で行われ、その際に指導主事は多岐にわたる本件相談者の主張・様子等を校長等に伝えている。その際に本件聞き取りメモが使用されたと考えるのが常識的である。もしさらんじていたとすれば、行政の手続として不正確のそしりを免れない。校長は、本件に関して人権教育・児童生徒課を訪問し、指導主事2人が対応しているが、これもまた一切の記録をとっていないのか。その際に少なくともメモを取り、以降使用されたと考える。
- (8) 校長作成の報告書によれば、校長は人権教育・児童生徒課に指導・助言をもらい報告書を提出したとある。人権教育・児童生徒課は本件聞き取りメモに基づいて指導し、メール等のやりとりがあったのではないか。そのメールは公的な文書に当たるのではないか。
- (9) 本件事案は学校教育事務所に移管されている。移管する場合、当然しかるべき文書があるはずで、一切文書がないということは行政事務としてあり得ないと考える。もし、一切文書がないとすると、本件聞き取りメモを利用して人権教育・児童生徒課は学校教育事務所に本件事案を移管したと考えられる。
- (10) 校長の報告書作成に当たり、校長は本件相談者から一度も相談及び聞き取りを行っていない。そうすると、当該報告書の本件相談者に関する内容は、人権教育・児童生徒課の本件相談者からの聞き取りに基づいて書かれたことになる。一切文書がないとすると人権教育・児童生徒課は本件聞き取りメモを使用して校長に対する報告書作成の指導をしたと考えられる。一人の人間の運命を変えかねない大きな問題

について一切の文書が存在しないとすれば、このこと自体が行政手続として大きな問題である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件個人情報について

本件請求に係る個人情報本人開示請求書の記載から、本件個人情報は、特定期間に人権教育・児童生徒課が作成し、又は取得した申立人に係る全ての文書であると解される。

### (2) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。その一方で、本件聞き取りメモが存在することを前提に、当該文書は職員が個人的に作成したメモであって組織共用文書ではないと説明している。

イ 当審査会では、これらの実施機関の説明について確認するため、平成26年2月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 人権教育・児童生徒課は、いじめ等諸問題に対応する教育相談業務を所掌している。教育相談業務では、いじめ110番などの電話相談、各区で行う教育相談、カウンセラーの派遣などを行っている。当該教育相談の所管課として、教育相談事業に関わる職員の任免等を行うとともに日々のスキルアップのために支援や相談対応等を行っており、日々の様々な課題等について当該職員から連絡を受けることがある。

(イ) 本件相談者からの相談内容（以下「本件相談内容」という。）について、申立人に関するものがあった。本件聞き取りメモは、人権教育・児童生徒課の担当職員のうちの1人が電話や面談で本件相談内容を聞いた際に自ら備忘録として記録していたものであり、その相談内容は担当職員2人で確認をしていた。また、本件相談内容については口頭で担当課長に相談しており、これを受けて担当課長は、事実確認のために申立人の所属する学校を訪問し、校長と面談をしている。

(ウ) 本件相談内容は、担当職員が経緯を記録していたものであり、電子データは既に削除しているが、本件聞き取りメモは、2度紙に打ち出したものを当該担当職員がファイリングの上、保管していたものである。

(エ) 校長が人権教育・児童生徒課に提出したとされている報告書は、内容に間違いないかの確認のために校長から見せられた下書きであって、返却している。

正式な報告書は後に校長から学校教育事務所に提出されている。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 個人情報保護条例第2条第3項では、「・・・「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。・・・）に記録されているものに限る」と規定している。また、情報公開条例第2条第2項では、「・・・「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定している。

(イ) 実施機関の説明によると、本件聞き取りメモは人権教育・児童生徒課の担当職員のうちの1人が本件相談者から電話又は面談により相談を受けた際に備忘録として経緯を記録していたものであり、本件相談内容は担当職員2人で確認していたとのことである。学校教育事務所から電話で本件相談内容に関する問合せがあった際には、本件聞き取りメモを作成した担当職員が当該メモを使用して回答したことである。

また、本件相談内容について担当職員が担当課長に口頭で相談したことを受け、担当課長が事実確認のために学校を訪問して校長と面談していることが認められた。

(ウ) これらを踏まえた上で当審査会が本件聞き取りメモを見分したところ、本件相談内容は本件相談者から聞き取った内容について詳細かつ具体的に記録されており、その内容は担当職員と本件相談者との間で解決できないものと認められる。また、そのほかに今後本件事案について組織として対応していく可能性も踏まえた事実確認の必要性や本件相談者への指示についても記録されている。担当職員から相談を受けた後の担当課長の学校訪問なども考慮すると、本件相談内容に係る何らかの行政文書が作成されるべきものと考えるのが相当であり、実施機関が本件聞き取りメモ以外の文書は作成していないと説明する以上、本件聞き取りメモは正に当該行政文書に当たり、本件相談内容を上司へ報告し、これに係る事実確認を行うという職務遂行のために使用されたものと考えるこ

とが妥当である。なお、本件聞き取りメモのほかに本件個人情報の存在を推認させる事情は認められなかった。

(エ) したがって、本件聞き取りメモは職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして実施機関が保有する行政文書であり、本件個人情報が記録されていることが認められることから、実施機関は、本件聞き取りメモを本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、個人情報保護条例第22条各号に基づく決定をすべきである。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、本件聞き取りメモを申立人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

## 《 参 考 》

### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年11月29日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年1月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年1月10日 (第247回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成26年1月16日 (第167回第三部会) 平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・諮問の報告
平成26年1月24日 (第248回第二部会)	・審議
平成26年2月14日 (第249回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成26年2月28日 (第250回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年3月14日 (第251回第二部会)	・審議
平成26年4月11日 (第252回第二部会)	・審議
平成26年4月22日 (第253回第二部会)	・審議